

7月1日から



証明手数料等の一部が

150円 から 200円 に改正されます

4月1日号の広報でお知らせしたとおり、7月1日から証明手数料の一部を改正します。今回の改正の対象となるものは、主に市民課、税務課等の窓口で発行している右記の証明書の交付手数料等です。市民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

【市民課関係】 問い合わせ先 ☎ 82-1140

住民票の写しの交付手数料
住民票記載事項証明手数料
住民基本台帳閲覧手数料
戸籍の附票の写しの交付手数料
印鑑登録証再交付手数料
印鑑登録証明書交付手数料
外国人登録に関する証明手数料
認可地縁団体告示事項証明手数料
認可地縁団体印鑑登録証明書交付手数料
その他の証明手数料（身分証明等）

【税務課関係】 問い合わせ先 ☎ 82-1126

納税証明手数料
所得課税証明手数料
固定資産評価証明手数料
資産証明手数料
その他の証明手数料

【その他】 問い合わせ先 ☎ 82-1131（財政課）

公簿等閲覧手数料
その他の証明手数料

介護保険からのお知らせ

介護保険施設入所時の

食費・居住費の負担軽減について

対象は

- ▶ 市民税非課税世帯の人
- ▶ 生活保護を受けている人

現在、**介護保険施設**入所者（短期入所も含む）の食費・居住費（滞在費）は、原則として全額自己負担です。ただし、「市民税非課税世帯の人」、「生活保護を受けている人」は申請により、**利用者負担段階**に応じた負担の軽減を受けることができます。軽減を希望する人は負担限度額認定の申請手続きが必要です。詳しくは、下記までお問い合わせください。

なお、申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

▶ <http://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/>

（市民便利帳→健康・福祉→介護保険

→介護保険申請書様式）

介護保険施設とは次の3つの施設です

- ・ 特別養護老人ホーム
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護療養型医療施設



利用者負担段階の区分

負担段階	対象者	
第1段階	生活保護を受けている人	
		老齢福祉年金を受けている人
第2段階	世帯全員が市民税非課税の世帯	課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人
第3段階	第1・2段階に該当しない人	

※市民税課税世帯の人は減額の対象となりません。

問い合わせ・申請先

高齢障害課介護保険係（☎ 82-1172）

総合事務所市民窓口課（☎ 71-1514）